令和３年あきる野市農業委員会　３月総会議事録

令和３年３月２５日（木）午後１時３０分、令和３年あきる野市農業委員会３月総会は、あきる野市役所本庁舎５階、５０３会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、大福哲也、唐澤啓治、本郷朝次、小川金二、栗原剛、嶋崎三雄、田中克博、平野久雄、山﨑勇

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

松村敏郎、小田川篤雄、坂本博、野﨑忠、宮﨑恒雄、田中英雄

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長　青木邦彰　・　事務局次長　金子公晃　・　事務局　橋爪貴英、金澤知行

議事日程

第１号議案	農地法第３条の規定による許可申請の許可について
第２号議案	農地法第５条第１項の規定による許可申請の進達について
第３号議案	相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について
第４号議案	農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について
第５号議案	農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の２第１項に基づく、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について

開会　午後１時２６分
（事務局長）皆さま、こんにちは。若干時間が早いのですが、皆さまお揃いになりましたので、始めさせていただきます。２２日から新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言が解除されまして、久しぶりに全員で総会を行うことがができるようになりました。引き続き対策を取りながら進行していきたいと考えておりますので、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。それではただ今から、令和３年あきる野市農業委員会３月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をお願いいたします。
（会長）皆さま、こんにちは。３ヶ月ぶりでしょうか。皆さんのお顔をここで見ることができまして、ありがたく思います。お忙しい中ありがとうございました。相変わらず新型コロナウイルス、また変異種も登場いたしまして、とても緊急事態宣言解除という状況ではないのではないかと思うのですが、皆さまそれぞれ気を付けて仕事に励んでいただきたいと思います。また、農業委員会として今回「西の大地」を発行したのですが、やはり特定生産緑地を知らない人が１人もいないようにということで、できるだけ広報しているのですが、秋川地区の方は特に、ここで乗り損なうともう二度と特定生産緑地に乗れませんので、ぜひ、知らない人がいそうでしたら、忙しいでしょうけれどもお声をかけていただいて、１人も知らない人がいないように、よろしくお願いいたします。それでは本日もよろしくお願いいたします。
（事務局長）ありがとうございました。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。
（会長）はい。諸報告、３月１７日、水曜日に事務局と私で、立川のホテルエミシアで開催された第１２８回通常総会と東京都農業委員会会長集会に出席しました。諸報告は以上となります。本日の署名委員は本郷委員と山﨑委員になります。よろしくお願いいたします。
（事務局長）ありがとうございました。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第４条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくお願いいたします。
（議長）はい。本日の出席委員は農業委員１１名、推進委員６名の合計１７名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。第１号議案、収受１２７、収受１２８については関連案件のため一括で審議いたします。まずは事務局、説明願います。
（事務局次長）はい。それでは、議案書１ページ目をご覧ください。第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請の許可について。農地法第３条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和３年３月２５日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

（第１号議案・収受１２７　朗読）

（第１号議案・収受１２８　朗読）

以上となります。
（議長）続きまして収受１２７、収受１２８について担当の平野委員、説明願います。
（平野委員）はい。それでは説明させていただきます。去る３月２２日に唐澤委員、事務局と３人で現地調査に行ってまいりました。現地につきましては、９ページをご覧ください。

（現地案内図　説明）

まず○○○○番ですが、こちらはきれいに耕耘されておりまして、いつでも作付けできるようなきれいな状態でありました。△△△△番につきましては、これは新規就農者の□□さんが基盤強化促進法で借りていた場所で、その後を今回申請されている○○さんが、借り受け希望ということでございます。こちらはキャベツを生産した跡がありまして、ハンマーナイフ等をかけて粉砕はされてあったのですが、あとマルチを剥いて耕耘すればいいという状態であります。借受人につきましては、この後事務局の方から詳しく説明があると思います。現地に関しましては以上です。

（議長）では、補足説明をお願いします。

（事務局）はい。以前１２月の全員協議会でも少しお話させていただいたと思うのですが、再度○○○○さんについてご説明させていただきます。○○さんは出身が福島県になりまして、大学を卒業後、就職を機に昭島の方へ移住し、会社員として１２年間勤務した後、山梨県の昭和町という所で就農し農業経営を始められました。昭和町では認定農業者の資格も取り、栽培の品種としましてはナス、トマト、キュウリ等の栽培を中心に行ってきた方でありまして、また東京に戻って来たら、あきる野でも引き続き同じような品種を栽培予定としています。なぜ山梨からあきる野へ戻って来たのか、ということなのですが、○○さんは元々東京都内で就農を考えていたのですが、就農当時都内で畑を貸してくれるところがほとんどなかったというのもありまして、山梨県だと畑を貸りやすいということで、山梨県で就農し経験を積んでから、ゆくゆくは東京で農業をやりたいと考えていたそうです。また家族も東京への移住を希望していたこともあり、農業が盛んなあきる野市へ移住を決めた次第となっております。今後の展開としては、ファーマーズセンターを中心に農業経営を行いたいそうで、トマト、ナス、キュウリ、冬はコマツナ、ホウレンソウ等を栽培し、直売所が品薄にならないようにしていきたいとおっしゃっておりました。○○○○さんについてのご紹介は以上となります。

（議長）ただいま、事務局と平野委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

（小川委員）借入地、●,●●●㎡は、今は何を作っているのですか？

（事務局次長）これは、ナスです。メインがナスで、実はこちらの借入地については、山梨県の昭和町で借りている畑になります。向こうでは昭和町の「昭和ナス」という、かなり人気のナスだということで、８割はナスで経営されていたということです。それ以外にニンジン、キャベツ、トマト等はやってきたのですが、ナスの経験がかなりあり、それを主でこちらでも勝負をしてみたい、ということで話を伺っています。

（小川委員）今後は山梨と両方使うということですか？

（事務局次長）いいえ、山梨の方は契約が切れたら返す予定です。ちょうどまだ資格があるので、面積的な秋川の５，０００㎡の要件にもまだ合致はするので、畑の契約が残っているうちに貸し借りの方法を取りたいということもございます。今後は更に拡大をしていく予定でおります。

（議長）これは、あとどれぐらいで切れるのですか？

（事務局次長）まだ半年以上は期間があります。

（議長）切れても、５，０００㎡を割っても、もう借りている時点で良い訳ですね？

（事務局次長）大丈夫です。

（事務局長）ただし、切れた後になるとその分減りますので、次借りる時には、合わせていかなければなりません。

（議長）他にご質問ございますか？

（田中克博委員）この後、またこちらで借りていくような計画になる訳ですよね？向こうでは何年ぐらいやっていたのですか？

（事務局）就農したのが３０代の頃ですので、●●年近くはもう農業に従事されています。

（坂本委員）これは、農地の集積事業にはかからないのですか？

（事務局次長）○○さんは山梨の方では認定農業者になっているのですが、あきる野市の認定農業者の資格を取っていないので、原則あきる野市で利用集積を使う場合は、あきる野市の認定を取ってから、ということになっておりますので、今回は面積の要件が５，０００㎡に達するので、農地法３条での貸し借りができるということになります。元々山梨でやっていた所が残っているので幸いにして、逆にこれがなければあきる野でやるとなると、５，０００㎡の畑を見つけないと貸し借りができないというところもあって、その辺の判断も若干ある中でタイミング良くこちらに来られたという形にはなります。

（坂本委員）それでこっちに住所を移しちゃうと、山梨の方は返しちゃう訳ですか？

（事務局次長）いいえ。まだ期間が残っているので、山梨の方の契約期間中はまだ借りている形になります。

（坂本委員）通いでやるのですか？

（事務局次長）はい。基本的にはもう返すという方向ですが、農機具などが残っている状態にはしてあるようです。

（議長）他にご質問ございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、収受１２７、収受１２８について、農地法第３条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め許可することにご異議ございませんか？

（全委員）異議なし。

（議長）異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、収受１３０から収受１３２は関連案件のため、一括で審議いたします。それでは事務局、説明願います。

（事務局次長）はい。それでは少し長くなりますが、よろしくお願いいたします。議案書２ページ、３ページをご覧ください。

（第１号議案・収受１３０　朗読）

（第１号議案・収受１３１　朗読）

（第１号議案・収受１３２　朗読）

以上となります。

（議長）続きまして、収受１３０から収受１３２について、担当の小川委員、説明願います。

（小川委員）はい。それでは説明いたします。３月２２日に笹本委員と事務局と一緒に現地確認をしてまいりました。地図は１０ページをご覧ください。

（現地案内図　説明）

畑②の上に△△△△番の家がありますが、こちらが○○○○さんの自宅です。それで、収受１３０の所有権移転をする３筆、畑①、畑②、畑③については、コマツナ、ネギ、ノラボウ等

植え付けがされています。収受１３１の借りる所ですが、まず畑⑨、畑④はブルーベリーが植わっています。畑⑧はラッキョウが栽培されています。畑⑤、畑⑥、田①については耕耘されている状態です。田③、田②、田④、畑⑦については田んぼで、ちょうど雨模様の日だったのですが、田んぼに水が入っている状態でした。○○○○さんは□□さんの手伝いをずっとやられており、これらの土地全部を耕していたというような状態でした。前回□□さんが生前中に農業委員会総会で説明をされて、２期目以上の方はお話を聞いていると思うのですが、これらの畑については○○さんが全部管理をしていて、現地調査の当日も本人にも説明をいただきながら行ってまいりました。あと、収受１３２ですが、こちらは１１ページをご覧ください。

（現地案内図　説明）

ここについては２月２２日に田中克博委員と一緒に見ており、笹本委員とは３月２２日に、２度見に行っています。ここはブルーベリーが３年ぐらい前から植わっているのかなという感じで、もうそろそろ収穫できそうな感じで、草は良く刈れているのですが、グランドカバーに使っているような草が生えている状態でした。ですけれども、ここについては○○さんが今後も管理をしていくのではないかと思っています。雑駁ですけれども以上です。よろしくお願いします。

（議長）それでは、補足説明をお願いします。

（事務局）はい。今、小川委員から説明していただいたとおりなのですが、○○○○さんが先代のお父さんの代から代々、□□さんの畑を管理されてきたというところでの案件になります。○○さん自身は０㎡ということで、書類上は０㎡から５，０００㎡という形の３条になってくるのですが、もう小さい頃から畑作業はやってきたというところで、大体の一般的な野菜の栽培方法につきましては、熟知されているというところです。○○○○さんと□□さんの間でいろいろ話をされて、収受１３０の３筆を所有権移転、残りの筆については、使用貸借による貸し借りとなっておりまして、移転と貸借あわせて５，０００㎡を満たすという形になっております。先ほども言ったように、野菜の栽培につきましては十分な技術がありますし、○○○○さんには５０代の息子さんがいらっしゃるのですが、休日などは一緒に作業されていて、ゆくゆくは息子さんも農作業をやっていくというようなお話を伺っています。特段問題はないかと思いますが、ご審議の程よろしくお願いいたします。

（議長）ただいま、事務局と小川委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

（嶋崎委員）今回の所有権移転と貸借については先ほどの説明で、古来から完全に従事されていたという実績を元にやるという？

（事務局次長）そうですね。

（嶋崎委員）そういう条件ですね？

（事務局次長）はい。

（嶋崎委員）その証明は？

（事務局次長）それは小川委員も従前からやってらっしゃる状況も見ていますし、周囲での聞き取りからも新規就農者よりも経験値は高いような状況でもあると伺っています。

（嶋崎委員）はい。分かりました。

（議長）他にご質問ございますか？

（田中克博委員）なかなか目の届かない所なので、耕作してもらったらありがたいと思うのですが、出荷先とかは特にないんですよね？

（事務局）特段出荷先や、ファーマーズセンターの会員にもなってないのですが、菅生のこの地区は個人の直売所が何軒があるような所で、そういう所をメインに出してご近所さんに売っていくというような形になります。

（田中克博委員）分かりました。

（小川委員）菅生では地元で採れた野菜を地元で消費しようということで、あちこちに販売所がありまして、当日も事務局と笹本委員にもその場所を全部紹介して帰ってまいりました。

（嶋崎委員）もう１つ確認をしたいのですが、息子さんがやると言っているようなのですが、おいくつですか？

（事務局）●●歳ぐらいだと伺っております。

（嶋崎委員）それで、今は会社員なのですか？

（事務局）今は会社に勤めていて、通常ならあと●年ぐらいで定年を迎えるというところで、休日は毎週末一緒にやられているようです。

（嶋崎委員）やっているんですね。ちょっと心配になって。分かりました。

（議長）他にご質問ございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、収受１３０から収受１３２について、農地法第３条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め許可することにご異議ございませんか？

（全委員）異議なし。

（議長）異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、収受１３３について、事務局、説明願います。

（事務局次長）はい。それでは引き続き、議案書３ページ目をご覧ください。

（第１号議案・収受１３３　朗読）

以上となります。

（議長）続きまして、収受１３３について、担当の山﨑委員、説明願います。

（山﨑委員）はい。それでは説明をします。３月２２日に田中英雄推進委員と事務局と私の３人で現地調査をいたしました。１２ページの地図をご覧ください。

（現地案内図　説明）

こちらの地域については市街化調整区域になります。地図の該当地の所に道路がありますが、これは公道になりますけれども、非常に道幅が狭くて、小さな耕運機なら入るのかなと、こういうような状況でございます。現状ですけれども、畑は耕作され、ノラボウ、ネギ、エンドウ等の作物が作付けされておりました。今回この農地を購入し営農拡大を図る、こういうことでございます。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

（議長）ただいま、事務局と山﨑委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

（嶋崎委員）あの、○○さんという方は、五日市ファーマーズセンターなどで販売しているのですか？

（事務局）直売所の会員ではありません。

（嶋崎委員）生産品の処理はどうしているのですか？

（事務局）生産品の処理は自家消費で、あとは近所の方に配ったりとか、そういうような形で農業

経営を行っています。
（嶋崎委員）相当な量ができるんじゃないの？もったいないね。
（事務局次長）一応、お伺いしているところによりますと、自家消費ということがメインではあるのですが、ご家族、ご親族でこの●,●●●㎡を代々受け継いできているということです。
この〇〇〇の畑の隣接した右下の所に〇〇さんの畑がございまして、譲渡人が□□□で相続放棄が入った関係で、弁護士さんがいろいろ売り先を探している中で、地続きということで〇〇さんに打診したところ、今回３条という形で申請がございました。今後の営農については、現時点ではファーマーズセンターの会員になることは考えてはいないのですが、今後ご子息等々が本格的にということになれば、そういったことも検討されるのかなと思っております。以上です。
（嶋崎委員）分かりました。
（議長）他にご質問ございますか？・・・この議案書に記載のある面積は、相続財産の残りということですか？
（事務局長）そういうことです。
（議長）他にご質問はございますか？・・・よろしいですか？
それでは、ないようですので、収受１３３について、農地法第３条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め許可することにご異議ございませんか？
（全委員）異議なし。
（議長）異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、第２号議案、経由１０について、事務局、説明願います。
（事務局次長）はい、それでは議案書４ページ目をご覧ください。第２号議案、農地法第５条第１項の規定による許可申請の進達について。農地法第５条第１項の規定による許可申請については意見を付して同法施行令第１５条の規定により東京都知事に進達するものとする。令和３年３月２５日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。
（第２号議案・経由１０　朗読）
以上になります。
（議長）続きまして、経由１０について、担当の小川委員、説明願います。
（小川委員）はい。ご説明いたします。本件についても、３月２２日に事務局と笹本委員で現地を確認して来ました。地図は１３ページをご覧ください。
（現地案内図　説明）
〇〇－〇はコマツナと秋に作ったオクラの残骸が放置されていると言うか、片付いてなくて、あと草がちょっと生えているというような状態でした。去年までは良く作っていただろうという形跡はあるのですが、今年に入ってからはコマツナ等を一部作付けしている状態でした。
〇〇－△はほんのわずかに残っているのですが、セットバックの部分だろうと思います。あと、詳しくは事務局の方から説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。
（議長）では転用理由を、事務局、お願いいたします。
（事務局）はい。それでは、転用理由書を読み上げます。
（転用理由書　朗読）

このような理由書をいただいております。以上でございます。

（議長）はい。ただいま、事務局と小川委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

（嶋崎委員）これは周りはどうなんですか？環境としては。

（事務局）周りは住宅街のようになっています。

（小川委員）南側はまた農地なんです。田中克博委員の畑もございます。

（議長）南側の畑は入って来れるのですか？

（事務局長）はい。●●●通りから。

（議長）他にご質問ございますか？

（坂本委員）ちょっと教えてもらいたいのですが、△△△△△さんは〇〇〇さんと、どのようなご関係ですか？

（事務局次長）△△△△△さんのお嬢様の旦那様です。

（坂本委員）姉弟かなと思ったので。分かりました。

（議長）他にご質問ございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、経由１０の農地法第５条第１項の規定による許可申請の進達については、これを相当と認める意見を付して、進達する事にご異議ございませんか？

（全委員）異議なし。

（議長）異議がないようですので、進達することにいたします。続きまして、第３号議案、番号１について、事務局、説明願います。

（事務局）はい。それでは、議案書５ページ目をご覧ください。第３号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和３年３月２５日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

（第３号議案・番号１　朗読）

以上となります。

（議長）続きまして、番号１について担当の本郷委員、説明願います。

（本郷委員）はい。去る２２日に事務局、それから坂本委員の３人で現地を確認いたしました。場所につきましては１４ページをご覧ください。

（現地案内図　説明）

出入り口は南側の公道から入っているようです。坂本委員の話ですと、以前はこの〇〇〇－〇は、もう少し広い形で生産緑地になっていたようですが、相続して半分程度になったようでございます。畑の半分程度は耕耘がされていまして、きれいになっております。残りの場所にはノラボウ、ダイコン、タマネギ、エンドウ、パンジーなどの花が栽培されており、きれいに管理されており、問題はないと思っています。以上です。

（議長）はい。ただいま、事務局と本郷委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか？

（全委員）異議なし。
（議長）異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号２ですが、こちらは〇〇委員の案件となりますので、〇〇委員には一時退席を願います。
（〇〇委員退室）
（議長）それでは、番号２について、事務局、説明願います。
（事務局次長）はい。
（第３号議案・番号２　朗読）
以上となります。
（議長）続きまして、番号２について、担当の平野委員、説明願います。
（平野委員）はい。それでは説明させていただきます。３月２２日に現地調査に行ってまいりました。地図は１５ページをご覧ください。
（現地案内図　説明）
この〇〇〇に関しましては、モクセイ、ツバキとか、西側半分はそのような植木生産をされていて、道路側の半分はきれいに草１本なく耕耘されておりました。農業委員でもありますし、何ら問題ないと思いますが、ご審議の程よろしくお願いいたします。
（議長）はい。ただいま、事務局と平野委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？
それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか？
（全委員）異議なし。
（議長）異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。それでは〇〇委員に入っていただきます。
（〇〇委員入室）
（議長）それでは続きまして、番号３について、事務局、説明願います。
（事務局次長）はい。議案書６ページ目をご覧ください。
（第３号議案・番号３　朗読）
以上となります。
（議長）続きまして、雨間分について、担当の平野委員、説明願います。
（平野委員）はい。説明させていただきます。同じく３月２２日に唐澤委員と私と事務局の３人で現地調査に行ってまいりました。地図の１６ページをご覧ください。
（現地案内図　説明）
現地はちゃんときれいに耕作され、稲を作った跡も見受けられます。何ら問題ないと思います。また近くにはうちの畑もありますので、毎日のように見ているのですが、ちゃんとやられているということは確認しております。以上です。よろしくお願いします。
（議長）続いて上ノ台、伊奈分について、担当の大福委員、説明願います。
（大福委員）はい。説明させていただきます。３月２２日に橋本和夫委員と事務局と３名で確認に行きました。地図の１７ページをご覧ください。

（現地案内図　説明）

まず□と○－○についてですが、主に果樹を栽培しておりまして、ウメ、クリ、カキの栽培を確認しました。クリに関してはほとんどが伐採して切り株状態でしたが、果樹の畑と思われます。一部ブルーシートがあったのですが、そちらはワラの保管として、ブルーシートがかけてありました。下草も少なく、ここについては問題はないかと思います。次に△－△と□□□についてですが、こちらの方はノラボウやネギ等多品目を栽培しておりました。かなり細かいエリアに分けて栽培しておりましたので、この栽培の仕方につきましてはご本人に確認した方がいいのではないかということで、事務局を通してご本人に確認をしましたところ、すでにご本人から回答をいただいておりまして、ご本人が夏は毎日、この時期も週に２，３回、農作業をしています。友人と一緒にご本人が耕作しているということで、エリアが細かくなっておりますが、そういう説明をいただいております。次に１８ページ、◇◇－○、◇◇－△についてですが、こちらは２つを合わせて１枚の畑として管理されていました。西側の道路の所に植木が２０本ほどありまして、その奥はきれいに耕耘されている状態でした。その畑の東側からトウモロコシの作付けが始まっていました。すでにトンネルの中にトウモロコシの芽がもう１０センチぐらい出ておりましたので、これから東側から西側に向けてトウモロコシを植えていくのかな、というような雰囲気が感じられました。ただ、こちらは道路際の植木の剪定がちょっと不十分でしたので、枝が道路にはみ出している等がありましたので、事務局より指導していただきましたところ、ご本人より改善するとの回答をいただいているということです。次の１９ページですが、こちらはその北側の伊奈分になります。こちらも２区画を１枚の畑として管理されていました。現在は全面耕耘されておりまして、非常にきれいになっておりました。耕耘したところを細かく見ますと、その様子からサツマイモやハクサイの作付けがつい先日までされていたのではないかと思われます。十分に農地として使われていたことが伺えました。以上となります。

（議長）はい。ただいま、事務局と平野委員、大福委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

（堀江職務代理）この方はどこかに出荷されているのですか？●反以上ありますよね？

（事務局次長）特に、ファーマーズセンターの会員になっているとか、そういったことはございません。ただ、今、●●にお住まいで、そちらの方で何かしらしているのではないかと、そういう話は聞いております。

（堀江職務代理）はい。分かりました。

（議長）他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、○○○○さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか？

（全委員）異議なし。

（議長）異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、第４号議案、番号１について、事務局、説明願います。

（事務局次長）はい。それでは、議案書７ページ目をご覧ください。第４号議案、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化

促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画については、次のとおり決定する。

令和３年３月２５日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

（第４号議案・番号１　朗読）

以上です。

（議長）続きまして、番号１について、担当の唐澤委員、説明願います。

（唐澤委員）はい。番号１を説明させていただきます。現地調査は２２日、平野委員と事務局と私、３人で行ってまいりました。地図は２０ページをご覧ください。

（現地案内図　説明）

間口はちょっと狭いのですが、奥行きがありまして、ここにはネギが作付けされていました。

こちらは更新ということですが、格別問題はないと思います。以上です。

（議長）はい。ただいま、事務局と唐澤委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号１の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

（全委員）異議なし。

（議長）異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、番号２について、事務局、説明願います。

（事務局次長）はい。

（第４号議案・番号２　朗読）

以上です。

（議長）続きまして、番号２について、担当の唐澤委員、説明願います。

（唐澤委員）はい。同じく現地調査は２２日、平野委員と事務局と３人で行ってまいりました。

地図は先ほどの２０ページをご覧ください。

（現地案内図　説明）

現地はきれいに耕耘されておりまして、まだ作付けはされておりませんが、格別問題ないと思います。こちらも更新ということです。以上です。

（議長）はい。ただいま、事務局と唐澤委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号２の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

（全委員）異議なし。

（議長）異議がないようですので、決定することにいたします。第５号議案ですが、今回初めての案件となります。それでは番号１について、事務局、説明願います。

（事務局次長）はい。こちら第５号議案ですが、あきる野市として初めての事例の議案になりますので、簡単にご説明をさせていただきます。こちらにつきましては、「農地中間管理事業の推進に関する法律」という法律がございまして、先ほどの第４号議案の農業経営基盤強化促進法と似た形の貸し借りをするための制度になっております。基盤強化促進法と何が違うのかというところになるのですが、畑の所有者である貸し手が直で借り手になる農家さんに貸すのでは

なく、東京都農業会議が東京都から指定を受けて農地中間管理機構という農地バンク的な機構として指定を受けている中で、通常であれば耕作がなかなかできていない土地、借り手がなかなかいないという畑をいろいろ集めて、東京都に限らず全国的に畑の借り手を募集する制度になっております。

それでは、議案書８ページ目をご覧ください。第５号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の２第１項に基づく、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の２第１項に基づく、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画については、次のとおり決定する。令和３年３月２５日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

（第５号議案・番号１　朗読）、

以上です。

（議長）続きまして、担当の唐澤委員、説明願います。

（唐澤委員）はい。同じく２２日、現地調査に平野委員と事務局と３人で行ってまいりました。

地図は２１ページをご覧ください。

（現地案内図　説明）

今回の〇〇〇－〇の右側の畑を、昨年１０月に〇〇〇〇くんが借りた畑になりまして、地続きを借りたということになります。現状はきれいにうなってありまして、4月になったらトウモロコシを植えるということで聞いております。以上です。

（議長）はい。ただいま、事務局と唐澤委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

（小川委員）教えてもらいたいのですが、利用権を設定する者の年齢なのですが、制限はあるのですか？

（事務局次長）特段ございません。

（小川委員）はい、分かりました。

（議長）他にご質問ございますか？

（坂本委員）ちょっと教えてもらいたいのですが、中間管理事業というと、何か補助事業で特別なものがあるのですか？

（事務局次長）いや、中間管理事業という名称なだけで、決して補助事業ということではないです。

（坂本委員）基盤強化促進法で・・・どちらでやっても、同じこと？

（事務局次長）間に東京都農業会議が指定を受けた中間管理機構という機構を介すか、介さないか、というところになってきます。

（坂本委員）これは農業会議の方で管理していた所なのですか？

（事務局次長）借り手がいなければ、管理する所です。

（事務局長）基本的に、利用集積の場合は貸し手と借り手が決まって契約なのですが、中間管理機構は貸し手が誰かに借りてもらいたいのですが誰もいない場合に、中間管理機構さんに渡して、そこから紹介して誰か借りたい人が見つかればマッチングするような、そのような仕組みです。

（山﨑委員）あの、制度をあまり知らないので、一番最初の段階のことをちょっと教えていただきたいのですが、農業会議が農地バンクというような形で、その登録というのは、農地を持って

いる方が農業会議の方に直接行って登録できるものなのか、市を通すのか、農業委員会を通すのか、そこはどういうシステムになっているのですか？

（事務局次長）相談自体は東京都農業会議に直接行くこともできます。東京都農業会議が借りるには市の農業委員会を通さないと、貸すことはできないということになります。

（山﨑委員）あの、一番最初の登録することが・・・

（事務局次長）登録はできないです。

（山﨑委員）できないんですね。

（事務局次長）農業委員会で許可を得たものしか、登録することはできない形になります。

（山﨑委員）では、必ずここを通るということですね？

（事務局次長）はい。

（小田川委員）あの、最近、田んぼなんかで全然できなくなっちゃった、なんとかなんないかなぁ、なんて、たまにそういう相談を受けることがあるんですよね。それで中間管理機構というのは前にも聞いたことはあるんです。ただ、当然条件があるだろうから小さい田んぼなんかは、それも入り口がないような所は多分無理だろうと思って言わなかったんだけど、実際相談を受けた時は農業委員会に来てもらっていい訳ですか？

（事務局次長）大丈夫です。

（小田川委員）いいですね？こういう制度があるっていうことは知っていても、どうしたらいいのかと思っていましたので。では、それでいいですね？

（事務局次長）はい。大丈夫です。

（議長）他にご質問ございますか？・・・これは本来なら別々に議案があがるということですが、今回は登録と同時に貸し借りを行うことでよろしいですね？

（事務局長）そうですね。

（議長）一括して認定採決いただきたいという、そういう事情ですので。それでは、番号１の農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の２第１項に基づく、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

（全委員）異議なし。

（議長）異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして報告事項に移ります。専決の報告について、事務局より報告願います。

（事務局）はい。それでは、令和３年あきる野市農業委員会３月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

（専決報告　朗読）

以上でございます。

（議長）はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。なお、次回の総会ですが、４月２６日、月曜日、午後１時３０分より、あきる野市役所本庁舎５階、５０３会議室で行う予定です。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会　午後２時５２分